

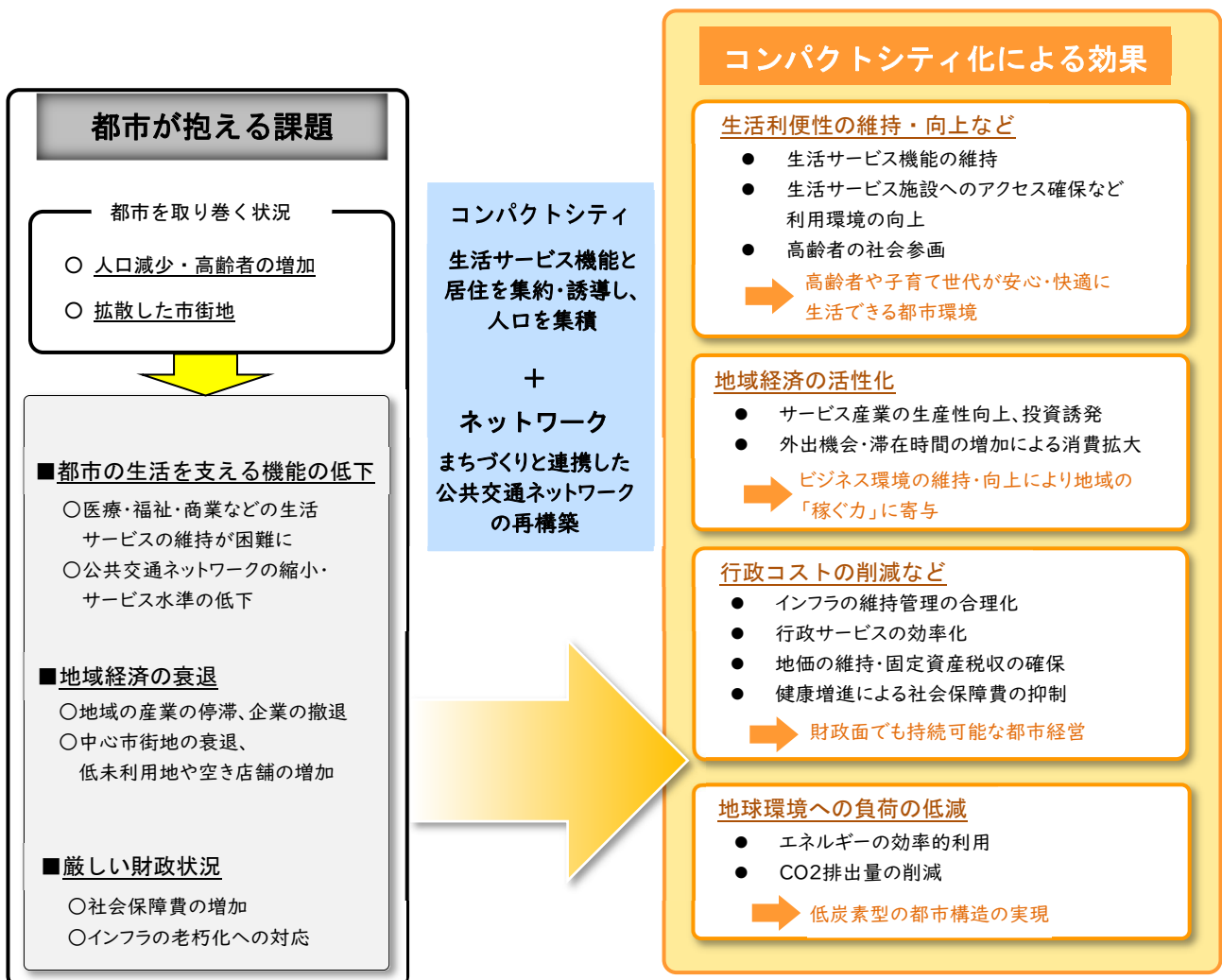
第1章 はじめに

1-1.立地適正化計画の概要

我が国では、急激な人口減少・高齢化、市街地の拡散による市街地密度の低下などを背景とした課題（都市の生活を支える機能の低下や地域経済の衰退、厳しい財政状況など）に対応するため、平成26（2014）年8月、都市再生特別措置法の一部を改正し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を実現する制度として、立地適正化計画制度を創設しました。

立地適正化計画は、市町村が策定する都市構造形成に向けた具体的な取り組みを推進する計画として、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡した「市町村マスタープラン」の高度化版であるとともに、将来目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いを持ちます。

立地適正化計画では、居住を維持・誘導する区域（居住誘導区域）と、都市機能を誘導・集積する区域（都市機能誘導区域）を設定しますが、これらの区域への居住や都市機能を強制的に集約するものではなく、各区域外での施設立地、住宅建築などを事前届出・勧告の対象とすることで緩やかな誘導を促す計画です。



資料：国土交通省資料（一部編集）



1-2.立地適正化計画策定の背景と目的

本市はこれまでの人口増加を背景に人口密度が高く、生活利便施設が比較的集約されたコンパクトな都市構造となっています。しかし、人口は将来的に緩やかに減少することが想定されており、高齢化の急速な進行や公共施設の老朽化および維持管理費の増加が予測されています。また、高潮や洪水、土砂災害などの災害リスクを有する居住地が点在しています。

これらの状況から、本市においても、公共交通路線の最適化や拠点性の強化、公共施設の適切な維持管理など、これまで以上に便利でコンパクトな市街地の形成が必要となることから、誰もが安全で安心して住み続けられる持続可能なまちの形成を実現するため、立地適正化計画を策定します。

なお、本計画では、国において推奨されている社人研推計※を用いて、人口の状況・将来見通しなどを整理します。

※社人研推計：国立社会保障・人口問題研究所の平成27年国勢調査結果に基づく推計

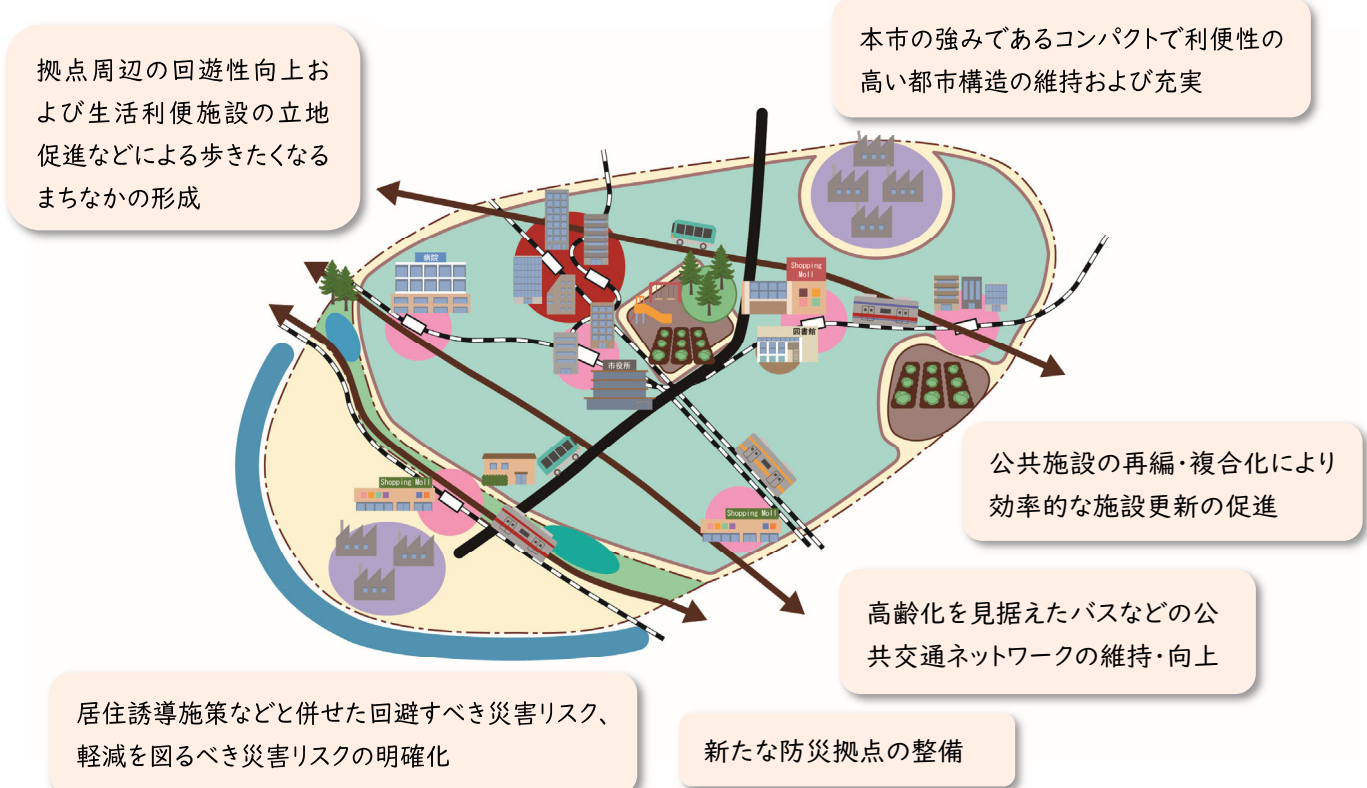
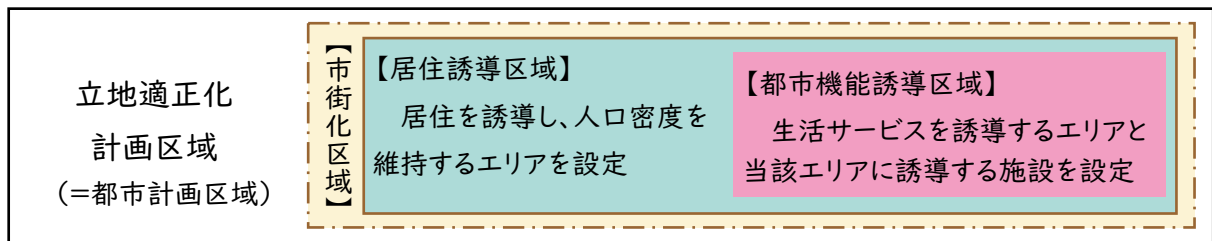
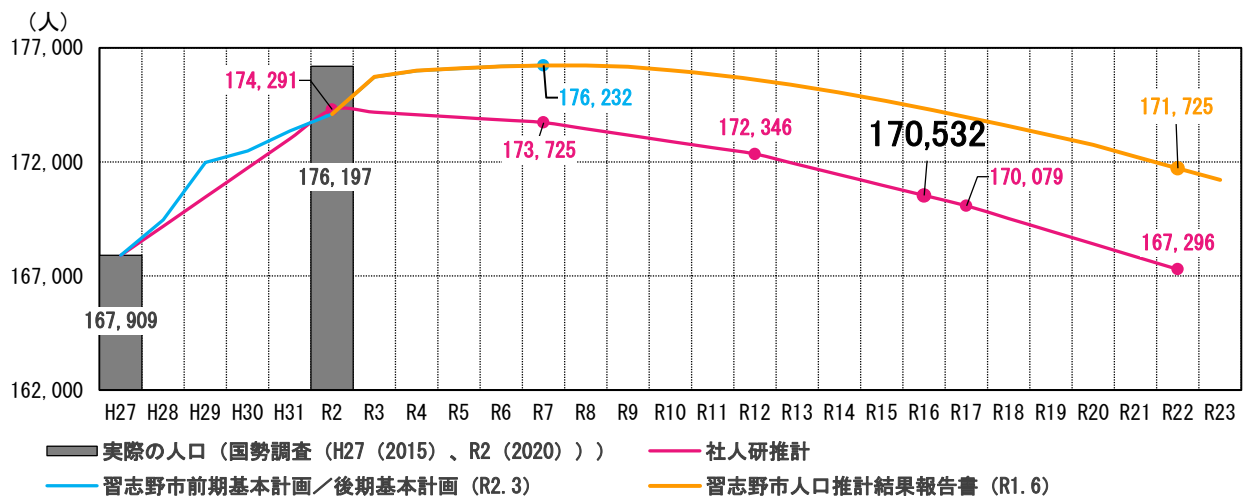


図 習志野市におけるコンパクトシティのイメージ

表 将来人口と関連計画の目標人口の比較 (人)

		H27年 (2015)	R2年 (2020)	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R16年 (2034)	R17年 (2035)	R22年 (2040)	R23年 (2041)
国勢調査		167,909	176,197						
社人研推計			174,291	173,725	172,346	170,532	170,079	167,296	
●習志野市基本構想／ 後期基本計画(R2.3)	基本構想最終 年(R7.4)人口			176,232					
●習志野都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 (R3.2)	都市計画区域 内の人口			168,000					
●習志野市都市マスター プラン(H27.3)	将来フレーム	169,800	173,600	172,200	169,300	166,220			
●習志野市人口推計結 果報告書(R1.6)	各年推計結果		174,099	176,232	175,614	174,352	173,979	171,725	171,210



※R16 (2034) の社人研推計は、R12 (2030) と R17 (2035) の人口から直線補完

図 将来人口と関連計画の目標人口

1-3.立地適正化計画の位置づけ

(1) 上位計画・分野別計画との関係

立地適正化計画は、「市町村マスタープラン」で位置づけた将来都市像や将来都市構造を具現化するため、都市全体における居住機能や医療・福祉・商業などのさまざまな都市機能の誘導、公共交通の充実を目指す包括的なマスタープランであり、「都市計画法に基づく市町村マスタープランの高度化版」として扱われるものであるため、本市のまちづくりの基本的かつ総合的な指針である「習志野市都市マスタープラン」と同様に、本市の市政運営に関する総合的な指針である「習志野市長期計画」や千葉県が策定する「習志野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即するとともに、コンパクトな市街地形成や福祉・商業、公共交通などに関する分野別計画・施策との連携を図ります。

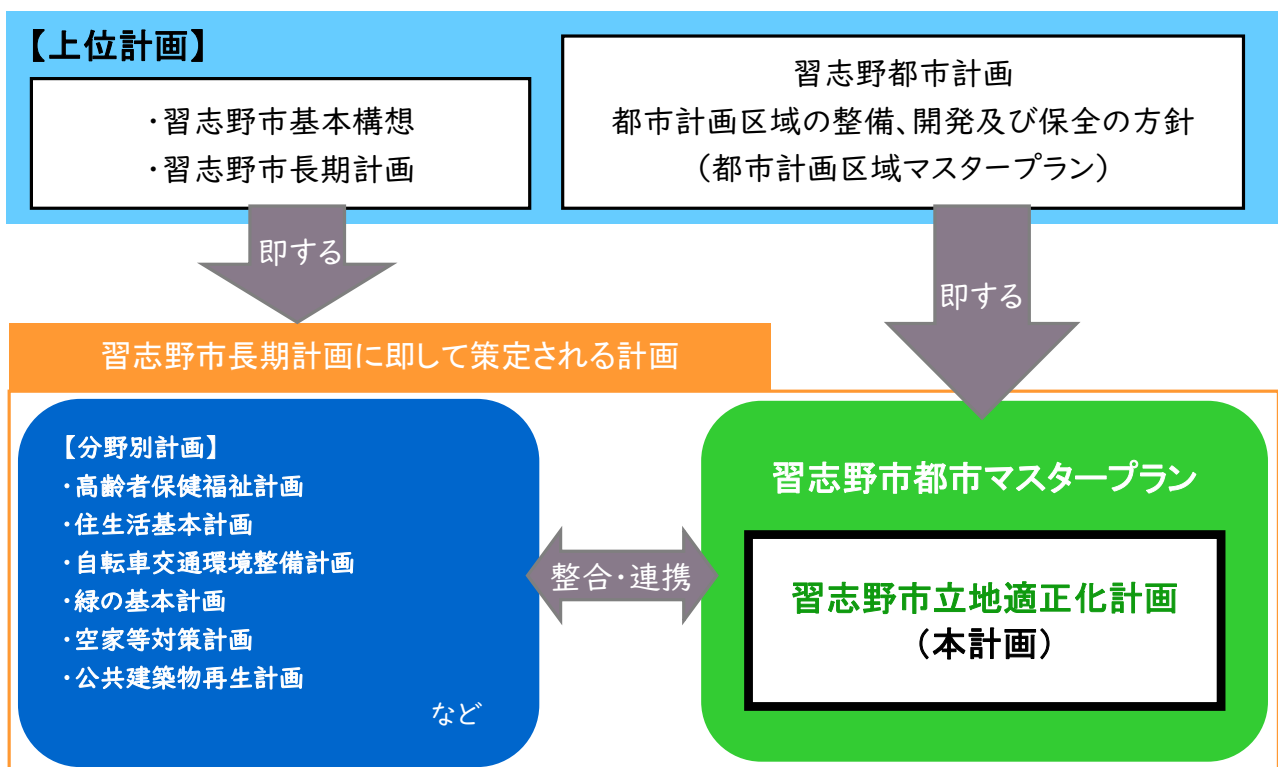


図 立地適正化計画の位置づけ

(2) SDGs（持続可能な開発目標）との関係

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択されたもので、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、令和12（2030）年を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットを設定しているものです。

SDGsの取り組みは、国際的な目標であり、目標の達成には、すべての自治体の取り組みが不可欠であり、あらゆる施策が間接的・副次的に目標の達成につながります。

立地適正化計画は、国のSDGsアクションプランおよび「習志野市後期基本計画」において、目標11「住み続けられるまちづくりを」に位置づけられており、持続可能なまちづくりを目指すものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1-4.立地適正化計画の計画期間

本計画では、おおむね20年後の令和22(2040)年の都市の姿を展望しつつ、計画期間は、習志野市都市マスタープランとの一体的な運用を図る観点から、都市マスタープランの計画期間と同様に令和16(2034)年度までとします。

なお、人口構造や社会情勢の変化に対応した柔軟な計画とすることから、おおむね5年ごとに計画を評価し、必要に応じて見直しなどを検討します。

1-5.立地適正化計画の対象範囲

対象範囲は、習志野都市計画区域2,097ha(=行政区)とします。

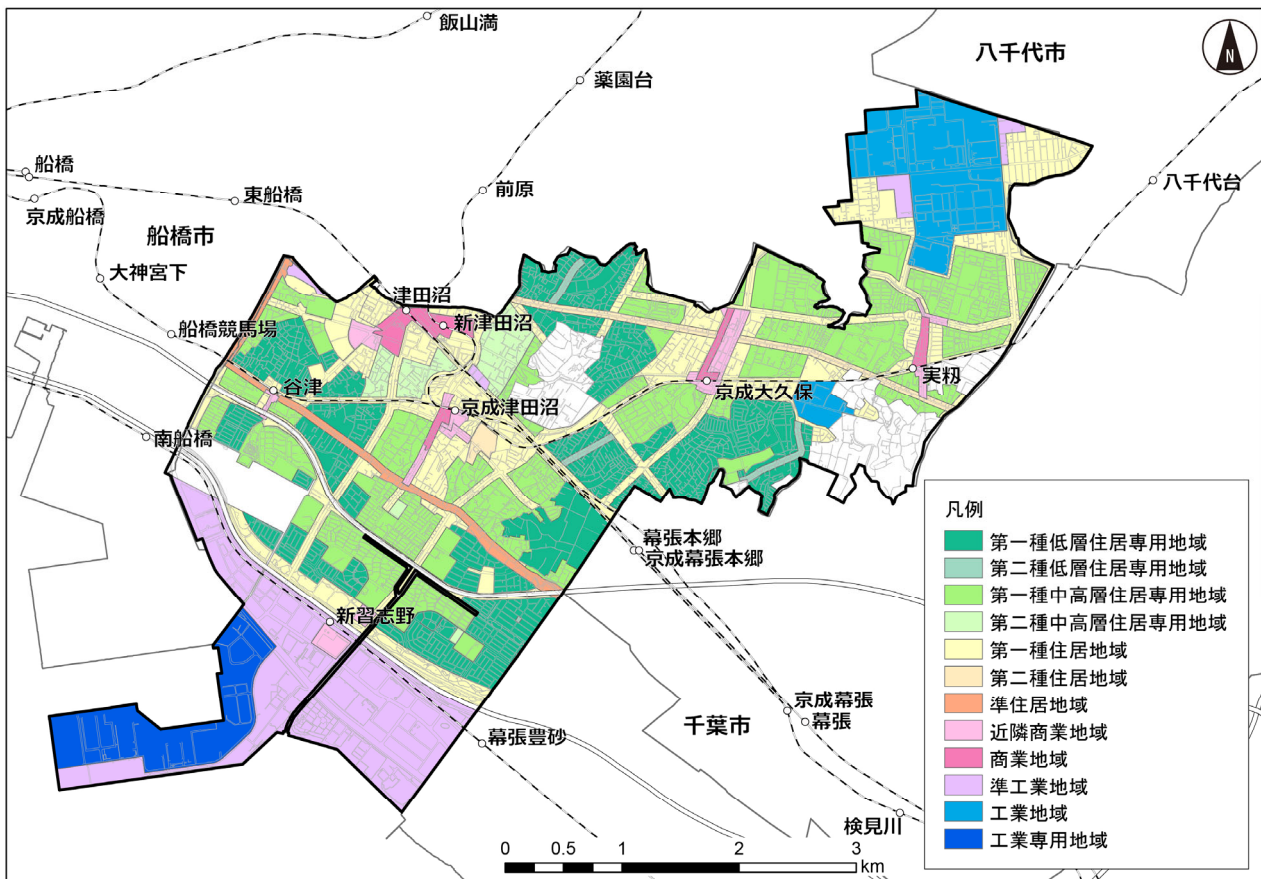


図 計画の対象範囲